

令和3年5月吉日

「2021 上級範囲指定答練」受講生の皆様へ

**2021 上級範囲指定答練**  
**第3回 解答・解説冊子**  
**訂正のお知らせ**

この度は弊社「2021 上級範囲指定答練」をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

同講座の第3回 解答・解説冊子 (CU21183) に訂正箇所があることが発覚いたしました。下記の通り訂正させていただきます。

また、本ご案内に係る第5問につきましては、成績処理上、全員を正解とさせていただきます。

ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんが、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

記

訂正箇所	第3回 解答・解説冊子 (CU21183) 12頁
訂正方法	本ご案内の2枚目 (12頁) と差替えて頂きますようお願い申し上げます。

訂正箇所	第3回 解答・解説冊子 (CU21183) 12頁 第5問 ウの肢についての解説動画 ユニット4 タイムカウンター30:20付近 講師の解説内容
誤	誤っている問題文の内容のまま・・・ (有効期間又は有効期限のある) 運転免許証を本人断定情報とする (場合においては、当該運転免許証の有効期限は)、申請する日において有効なものでなければならない、これは○である旨を解説している。
正	本人断定情報とする (有効期間又は有効期限のある) 運転免許証の有効期限は資格者代理人が提示を受ける日において有効なものでなければならない。

以上

(株) 東京リーガルマインド  
コールセンター  
0570-064-464  
平日 09:30~20:00  
土・祝 10:00~19:00  
日 10:00~18:00



CU21195

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。  
※固定電話・携帯電話共通 (PHS・IP 電話からはご利用できません)。

**第5問** 資格者代理人による本人確認情報の提供に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 資格者代理人が登記の申請の依頼を受ける以前から申請人の氏名及び住所を知り、かつ、当該申請人との間に1年以上にわたる取引関係の存在がある場合における本人確認情報は、取引契約書等の写しを添付する方法により面識があることを明らかにしなければならない。
- イ 資格者代理人が法人である申請人の本人確認情報を提供する場合には、当該資格者代理人は当該法人の代表者と面談しなければならない。
- ウ 資格者代理人が、申請人が申請の権限を有する登記名義人であることを確認するために、運転免許証の提示を受けるときは、当該運転免許証の有効期限は資格者代理人が提示を受ける日において有効なものでなければならない。
- エ 本人確認情報において申請の権限を有する登記名義人であることを確認するために提示を受けた書類の内容を明らかにするときは、当該書類の写しを添付する方法によらなければならない。
- オ 資格者代理人が作成した本人確認情報を提供して、当該資格者代理人から委任を受けた復代理人がした申請については、本人確認をした資格者代理人が復代理人と共同で申請している場合を除き、適正な本人確認情報の提供がないものとして取り扱われる。

- 1 アイ      2 アウ      3 イエ      4 ウオ      5 エオ

**【第5問】正解4 <出題範囲；登記総論／登記識別情報 体系番号；Ⅱ－9>**

ア 誤 資格者代理人が提供する本人確認情報（23IV①）は、次に掲げる事項を明らかにするものでなければならない（規72I）。

- ①「面談情報」：資格者代理人（資格者代理人が法人である場合にあつては、当該申請において当該法人を代表する者をいう。）が申請人（申請人が法人である場合にあつては、代表者又はこれに代わるべき者。）と面談した日時、場所及びその状況
- ②「面識情報」：資格者代理人が申請人の氏名を知り、かつ、当該申請人と面識があるときは、当該申請人の氏名を知り、かつ、当該申請人と面識がある旨及びその面識が生じた経緯
- ③「本人断定情報」：資格者代理人が申請人の氏名を知らず、又は当該申請人と面識がないときは、申請の権限を有する登記名義人であることを確認するために当該申請人から提示を受けた書類（規72Ⅱ参照）の内容及び当該申請人が申請の権限を有する登記名義人であると認めた理由

なお、上記②にいう「資格者代理人が申請人の氏名を知り、かつ、当該申請人と面識があるとき」とは、次に掲げるときの中のいずれかとされている（準49I）。

- ②-1) 資格者代理人が、当該登記の申請の三月以上前に当該申請人について、資格者代理人として本人確認情報を提供して登記の申請をしたとき
- ②-2) 資格者代理人が当該登記の申請の依頼を受ける以前から当該申請人の氏名及び住所を知り、かつ、当該申請人との間に親族関係、一年以上にわたる取引関